

2022年3月31日

学校法人日本大学
理事長 加藤直人 殿

答申書

日本大学再生会議

議長 矢田次男

日本大学再生会議

委 員 (議長)	矢 田 次 男
委 員	石 原 修
委 員	井 出 吉 信
委 員	裏 出 令 子
委 員	大 日 向 雅 美
委 員	河 田 悌 一
委 員	小 宮 一 仁
委 員	鈴 木 寛
委 員	永 井 和 之
委 員	濱 口 慎 介
委 員	深 代 千 之

<目次>

第Ⅰ部	日本大学再生会議について	5
第1	日本大学再生会議設置の経緯	5
第2	当会議の検討事項	5
1	当会議が当法人から委嘱を受けた検討事項	5
2	文部科学省からの指導文書要旨	5
第3	当会議の委員の構成	6
第4	当会議の開催状況及び調査・検討手法	7
1	当会議の開催日程	7
2	当会議における調査・検討手法	7
3	検討に当たっての留保	8
第Ⅱ部	当会議による検討の前提事実	10
第1	当法人の現在のガバナンス体制	10
1	主な役員・役職	10
2	主な会議体	12
3	役員等の選出方法	12
4	その他当法人と関係する団体等	16
第2	本件刑事事件及びそれに至る背景事情	16
1	本件刑事事件について	16
2	2020（令和2）年9月に元理事が理事復帰するまでの経緯 ...	18
第3	当法人等に対する捜索差押後における当法人の対応	19
第4	本件刑事事件から窺える当法人のガバナンス上の根本的な問題点	21
1	本件刑事事件の概要	21
2	元理事による背任事件から窺えるガバナンス上の根本的な問題点	22
3	前理事長による所得税法違反事件から窺えるガバナンス上の根本的な問題点	24
4	当法人等に対する捜索差押後の対応から窺えるガバナンス上の問題点	25
5	小括	26
第Ⅲ部	提言（指針）	27
第1	当会議のまとめ	27
第2	特定の役員の専横を許さない健全な学校管理運営体制の構築	27
第3	今回の不祥事を起こした執行部の一掃及び復帰防止の方策	28
1	はじめに	28
2	現在の理事・監事及び評議員の総辞任	29
3	学長選挙を速やかに実施する	29

4	現時点の学部長が学部長の地位から直ちに同時に辞任することは求め ず、順次改選を行う	29
5	前理事長体制において理事・監事の地位にあった者の将来にわたる排 除	29
6	刑事被告人ら及び善管注意義務違反が認定された理事・監事らに対す る責任追及	30
7	大学の運営に関する事件により禁錮以上の刑に処せられた者の役員就 任の無期限禁止	30
8	株式会社日本大学事業部の解散・清算及び取締役・監査役であった者の 役員就任の禁止	31
第4	理事会及び評議員会の在り方・選出方法について	31
1	理事会の在り方・理事の選出方法について	31
2	評議員会の在り方・評議員の選出方法について	34
第5	理事長、学長及び監事の在り方・選出方法について	35
1	理事長及び学長の在り方・選出方法について	35
2	監事の在り方・選任方法について	38
第6	その他健全な学校管理運営体制の構築のための取組み	38
1	教学の重要性、教学の優位	39
2	学生・生徒と保護者の尊重及び学校運営の透明化	39
3	多様な意見を反映させる取組み	40
4	学校法人の業務環境及び子会社の管理について	40
5	実効的な内部通報制度の整備	41
6	校友会について	42
7	理事、監事及び評議員に対する研修について	43
8	その他	43
第7	当会議によるモニタリングの継続	43

第Ⅰ部　日本大学再生会議について

第1　日本大学再生会議設置の経緯

学校法人日本大学（以下「当法人」という。）においては、田中英壽前理事長（以下「前理事長」という。）の所得税法違反での逮捕・後に起訴及び井ノ口忠男元理事（以下「元理事」といい、両者を併せて「前理事長ら」という。）の背任容疑での逮捕・起訴という事実（以下「本件刑事事件」という。）を極めて重く受け止め、文部科学省の指導も相俟って、2021（令和3）年12月13日付けの【理事長メッセージ】日本大学再生に向けてにおいて、より一層の学生中心の教学施策を推し進めるとともに、新たな道を築くために、外部有識者を中心とする「日本大学再生会議」を組織し、日本大学の未来に向け、法人の管理運営体制等の抜本的改革を行っていくことを表明した。

そして、当法人は、上記の意見表明を実行に移すべく、ガバナンス体制の在り方を見直し、効率的かつ透明性を有する法人組織に関わる検討を行うため、大学教育及び運営に詳しい専門家のほか、法律、経営等の幅広い知識等を有する外部有識者だけで構成する「日本大学再生会議」の設置に向けた検討を進め、2021（令和3）年12月27日に、「日本大学再生会議」（以下「当会議」という。）を設置するに至った。

第2　当会議の検討事項

1　当会議が当法人から委嘱を受けた検討事項

当会議の具体的な検討内容は以下のとおりである。

- ① 特定の役員の専横を許さない健全な学校管理運営体制の構築
- ② 理事会及び評議員会の在り方・選出方法
- ③ 理事長、学長及び監事の在り方・選出方法
- ④ 新体制による業務執行状況の確認及び指導等
- ⑤ その他関連する事項

2　文部科学省からの指導文書要旨

文部科学省からの指導文書「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告について（指導）」（2021（令和3）年12月17日付け）の内容のうち、当会議の検討対象に含まれ得る指導内容は、概要、以下のとおりである。

- ① 学生・保護者・教職員・卒業生等からの意見を十分に聴取し、それらの声を真摯に受け止めた上で、社会から十分な納得が得られるような抜本的な対応を打ち出すこと。また、当該再発防止策を確実に実行できる執行体制を併せて構築すること。
- ② 日本大学事業部の取締役を兼務していた理事については、特に厳正に責任の所在を確認し必要な措置を講じること。
- ③ 「田中前理事長及び井ノ口元理事の影響力を排除する」旨宣言したことを踏まえ、校友会その他の貴法人の管理運営と密接な関係を有する外部組織とも連携しつつ、宣言の実効性を確実に担保できるような措置を講じること。
- ④ 多様な意見を反映させ、特定の役職員の専横を許さない健全な学校管理運営体制を構築すること。その中で、高い公共性を有する学校法人の管理運営に相応しい適切な人材が理事・監事・評議員として任命されるような選出方式の見直し（評議員会・校友会選任理事を選任した責任の明確化、外部理事・外部監事・外部評議員の適切な選任、理事長・理事を適切に解任できる仕組みの整備、再任の制限を含む理事長及び理事の任期の在り方の検討を含む）、理事会及び評議員会における議論の活性化の方策、実効的な監事監査の支援体制の整備、情報提供者の保護を含む実効的な内部通報制度の整備等をその内容に含めること。
- ⑤ 子会社管理の在り方を抜本的に見直すこと。

第3 当会議の委員の構成

当会議の委員の構成は、以下のとおりである。

委 員（議長）	矢 田 次 男	弁護士
委 員	石 原 修	弁護士
委 員	井 出 吉 信	東京歯科大学理事長・学長
委 員	裏 出 令 子	京都大学名誉教授
委 員	大日向 雅 美	恵泉女学園大学学長
委 員	河 田 悅 一	日本私立学校振興・共済事業団前理事長
委 員	小 宮 一 仁	千葉工業大学学事顧問
委 員	鈴 木 寛	東京大学大学院教授
委 員	永 井 和 之	弁護士・中央大学名誉教授
委 員	濱 口 慎 介	公認会計士

委 員 深 代 千 之 日本女子体育大学学長

第4 当会議の開催状況及び調査・検討手法

1 当会議の開催日程

当会議は、以下の日程で開催された。

第1回	2022（令和4）年	1月18日
第2回	2022（令和4）年	1月28日
第3回	2022（令和4）年	2月 5日
第4回	2022（令和4）年	2月12日
第5回	2022（令和4）年	2月26日
第6回	2022（令和4）年	3月 7日
第7回	2022（令和4）年	3月14日
第8回	2022（令和4）年	3月23日

2 当会議における調査・検討手法

（1）関連資料の確認

当会議は、当法人から開示された寄附行為を始めとする当法人の各種規程、理事会及び評議員会議事録、その他関連資料を確認するとともに、必要に応じて、役員選任手続き等の当法人のガバナンスの状況について、当法人の職員より口頭又は資料に基づいて説明を受けるなどした。

（2）アンケートの実施及び意見の募集

当会議は、当法人の再生のために広く関係者からの意見を募ることを主な目的として、役員及び評議員（元役員及び元評議員を含む）へのアンケート調査を実施し、対象194名中、170名から回答を得た。

別途、当会議は、当会議の発足に先立って当法人が学生及び教職員らに呼びかけた意見募集の結果並びに日本大学ホームページにおいて保護者や卒業生を含めた関係者から募集した意見の報告を受けた。

当会議は、これらアンケート結果及び学生、保護者、教職員、卒業生等の意見などを当法人から受領し、会議での議論及び提言内容に反映させた。

（3）日本大学調査報告書等の確認

当会議は、本件刑事事件に関わる事実関係の確認を主な目的として、当法人の外部弁護士等で構成する調査チームが先行して行っていた元理事の背任事件と前理事長の所得税法違反事件の事実関係や関係者の責任等を調査し、その結果をまとめた調査報告書（以下「日本大学調査

報告書」という。), 前理事長らに対する起訴状記載の公訴事実の内容, 前理事長に対する所得税法違反事件の公判における検察官による冒頭陳述の内容等の確認を行った。

(4) その他

その他, 日本大学法曹会による「第1提言書」, 日本大学教職員組合による「文部科学省から学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告に関する指導文書」についての意見書」など, 当法人関係者からの意見を参考とした。

3 検討に当たっての留保

(1) 前理事長らによる不祥事に関する事実認定について

当会議が前記のような検討事項を検討するに当たっては, 今回の前理事長らが逮捕・起訴された本件刑事事件を含む不祥事に係る事実関係に言及する必要があるところ, 当会議が当法人から委嘱を受けるに当たっては, 当法人から, 「今回の前理事長らが逮捕・起訴された刑事事件を含む不祥事に係る事実関係については, 当会議とは別に第三者弁護士による調査委員会(以下「第三者委員会」という。)を設置し, 日弁連のガイドラインに沿って調査してもらった上, 再発防止策や当事者の責任を含め検討していただき, 2022(令和4年)年3月末日までに調査結果を報告してもらうこととしている。」との説明を受けたことと当会議自らが調査する十分な時間がないことから, 事実関係の調査等について当会議自らは行わず, 日本大学調査報告書と前理事長らの刑事手続きの中で明らかとなった起訴状記載の公訴事実や検察官作成の冒頭陳述書等を認定根拠として使用することとした。

(2) ガバナンスに関する法令及び寄附行為等の検討について

当法人から委嘱された前記のような事項に関する検討には, 寄附行為等の当法人における規程が法人統治システムとして適切かというルールの問題と, 私立学校法等の法令や寄附行為の理念と現実の運用との間に何らかの差異があるのかといった運用の問題について, 根本的な検討を行い, その結果, 法人統治システム及びその運用システムを大きく改変しなければならない場合がある。

しかし, 報道によれば, 現在文部科学省において, 私立学校法を改正する前提で, 私立大学関係者を含む有識者で構成する特別委員会に私立学校のガバナンスの在り方の検討を委嘱しているさなかであり, 議論の前提となっている現在法令によって定められている私立学校統治システムが近い将来変更される可能性がある。また, 私立学校においては, 各学校独自の歴史や伝統, 文化を持ち, それによる自主性が尊重さ

れなければならないことから、事柄如何では学校関係者への十分な説明と納得を得る必要がある。

そこで、当会議としては、あくまで現行法の下で、当法人の自主性等も十分尊重しながら、可能な限り、問題の本質に入り、寄附行為の改訂を含め、第Ⅲ部で述べる抜本的な提言をするものである。

第Ⅱ部 当会議による検討の前提事実

第1 当法人の現在のガバナンス体制

当法人の主な役職の状況、選出方法、根拠規定及び主な会議体については、「学校法人日本大学役員等選出概要」及び別紙（資料1）に記載のとおりであるが、以下、概略を述べる。

1 主な役員・役職

(1) 総論

当法人には、学校教育法、私立学校法及び学校法人日本大学寄附行為に基づき、理事、理事長、常務理事、評議員、監事、学長という役職が置かれており、それぞれ定員が定められている。また、日本大学教育職組織規程に基づき、副学長、学部長が置かれている。

(2) 理事

理事は、27名～36名が定員とされており、その職務を執行するほか、理事会の構成員として、法人の業務の決定に関わり、業務執行を監督する。元理事が逮捕された2021（令和3）年10月7日時点で、理事は36名であった。学長以外の理事の任期は3年であり、再任されることができる。

理事のうちには、各理事についてその配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。

理事は、寄附行為第11条第1項のいずれかに該当するに至った場合、理事総数の4分の3以上が出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により解任することができる。

(3) 理事長

理事長は、法人の唯一の代表者として法人を代表し、法人の業務を総理する。法人の経営に係る基本方針及び計画を理事会に提案し、その業務を執行するとともに、当法人内の諸機関全般の円滑な運営を図ることを職務とする。また、理事長は、理事会及び常務理事会の招集権を有し、理事会及び常務理事会の議長となる。さらに、評議員会の招集権、監事の選任権も有する。

再任、解職に関する定めは存在しない。

(4) 常務理事

常務理事は、学長以外の理事から若干名が選ばれ、理事長を補佐し、当法人の業務の一部を分掌する。元理事が逮捕された2021（令和3）

年10月7日時点で4名であった。

(5) 評議員

評議員は、100名～130名が定員とされており、評議員会を構成する。学長及び日本大学各学部学部長以外の評議員の任期は3年であり、再任されることができる。元理事が逮捕された2021（令和3）年10月7日時点で、評議員は125名であった。

なお、私立学校法第41条第2項において、「評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。」と規定されており、評議員は、理事の2倍を超える人数が必要となる。

(6) 監事

監事は、3名～5名が定員とされており、当法人の業務監査や財産の状況の監査等を行う。監事のうち2名は互選により常任監事となる。監事の任期は2年であり、再任されることができる。元理事が逮捕された2021（令和3）年10月7日時点で4名であった。

監事は、理事、評議員、教職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であるとされている。

監事は、寄附行為第11条第1項のいずれかに該当するに至った場合、評議員総数の4分の3以上が出席した評議員会において、評議員総数の4分の3以上の議決により解任される。

なお、監事の事務を補佐する部署として監査室が存在するが、当法人の規模に比して専従職員がわずか2名と少なく、補佐として十分なものではない。

(7) 学長

学長は、当法人の設置する学校の教学に関する事項を統括する。学長の任期は3年であり、通算3期を超えて学長に選任することはできない。学長は、私立学校法及び寄附行為により理事になることとされている。

(8) 副学長

副学長は、学長を補佐し、学長の命により大学の校務の一部を分掌することができる。副学長は現状では理事となっており、選任時に担当業務が定められ、その責任者として学長を補佐する。元理事が逮捕された2021（令和3）年10月7日時点で4名であった。

(9) 学部長

学部長は、当該学部及び付属機関の教育・研究に関する事項を統括し、学長が定めた基本方針に沿って、当該学部の基本計画を定め、当該学部の運営に当たる。当該学部の経理責任者でもある。当法人の大学には16の学部があるため、16名の学部長がいる。寄附行為により、学部長

は評議員になることとされている。

2 主な会議体

当法人には、主な会議体として、理事会、常務理事会及び評議員会が置かれている。

(1) 理事会

理事会は、理事で構成され、法人の業務を決定し、理事の職務の遂行を監督する。理事会は原則として理事長が招集し、理事長が議長を務めるとされており、臨時理事会を除けば原則として月1回開催されている。

(2) 常務理事会

常務理事会は、理事長、学長、常務理事及び副学長をもって構成され、寄附行為第13条第2項ただし書に定める通常業務に属する事項、理事会から委任された事項（理事会での議決を要するものを除く）、理事長が緊急の措置を講ずる必要があると認める事項を議決し、執行する。また、理事会に付議すべき事項に関し、あらかじめ協議する。常務理事会は原則として理事長が招集し、理事長が議長を務めるとされており、原則として週1回開催されている。

(3) 評議員会

評議員会は、予算に関する事項、重要な資産の処分に関する事項、寄附行為の変更等の重要な事項について議決を行い、寄附行為規則に関する事項、事業計画、当法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたものについて意見を述べる。また、役員の業務執行の状況について理事・監事に意見を述べ若しくは諮問に答え、又は報告を徴することができる。

評議員会は、定例会が、毎年度5月と3月に招集される。

3 役員等の選出方法

(1) 理事

ア 選出母体と人数

理事については、寄附行為において、前記のように27名～36名が定員とされている。まず、学長は自動的に理事になることとされている。その他に以下の選出母体等を持つ理事が存在する。

- ① 理事長が評議員である職員から選出する理事：1名～2名
- ② 教職員評議員から選出された理事：13名～17名
- ③ 校友評議員から選出された理事（校友理事）：6名～8名
- ④ 学識経験評議員から選出された理事（学識経験理事）：6名～

8名

元理事が逮捕された2021（令和3）年10月7日時点で、理事の構成は、学長、①2名、②17名、③8名、④8名の計36名であった。

イ 教職員評議員選出理事

教職員評議員選出理事（②）は、寄附行為施行規則において、当該教職員評議員の互選によるとされているところ、過去5期では、各学部からは概ね学部長が選出されている。

ウ 校友理事

校友理事（③）は、寄附行為施行規則において、（4）イで後述する校友評議員の互選によるとされているところ、実際には、校友評議員内において選考委員会が設置され、同委員会において選考した理事候補者について、校友評議員内で承認し、校友理事となっていた。同委員会の委員の選任は日本大学校友会（以下「校友会」という。）会長に一任されていた。前理事長及び元理事は、校友理事であった。

エ 学識経験理事

学識経験理事（④）は、寄附行為施行規則において、（4）ウで後述する学識経験評議員の互選によるとされているところ、実際には、学識経験評議員内において選考委員会が設置され、同委員会において選考した理事候補者について、学識経験評議員内で承認し、学識経験理事となっていた。選考委員会での選考の際には、前理事長が事前に推薦した人物を候補者として選考するのみであった。

（2）理事長

理事長は、寄附行為において、理事の互選によって選ばれることとなっているが、近年は、選考委員会方式で選任されていた。具体的には、まず、理事会において、前の期の理事長を仮議長とし、選考委員会の構成を仮議長に一任する。その後、仮議長により選任された選考委員会（副学長1名、教職員評議員、校友評議員及び学識経験評議員から選出された理事各2名の計7名）が理事長候補者を選考し、理事会に諮られていた。そして、理事会では、選考委員会からの選考者を異議なく承諾するのが慣例となっていた。

（3）常務理事

常務理事は、寄附行為において、学長以外の理事から若干名が、理事長の推薦により理事会の議を経て選出されるとされている。

（4）評議員

ア 選出母体と人数

評議員は、寄附行為において、100名～130名が定員とされて

おり、学長、各学部学部長は自動的に評議員に選出される。その他に、以下の選出母体から選出される。

- ① 日本大学本部部長からの互選：1名～4名
- ② 日本大学本部教職員からの互選：2名
- ③ 日本大学各学部、日本大学通信教育部（以下「通信教育部」と言う。）及び日本大学短期大学部の教員からの互選：14名～19名
- ④ 各学部及び通信教育部の職員からの互選：12名～16名
- ⑤ 日本大学付属高等学校の教職員からの互選：2名
- ⑥ 当法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者：30名～38名（校友評議員）
- ⑦ 当法人に關係ある学識経験者：24名～32名（学識経験評議員）

元理事が逮捕された2021（令和3）年10月7日時点で、評議員の構成は、学長、学部長16名、①4名、②1名、③19名、④16名、⑤2名、⑥35名、⑦31名の計125名であった。

イ 校友評議員

校友評議員（⑥）は、寄附行為施行規則及び校友評議員候補者推薦委員会規程に基づき、校友評議員候補者推薦委員会が推薦し、理事会で選任される。同推薦委員会のメンバーは、理事長、学長、校友会会长、理事長及び学長が校友のうちから指名した者それぞれ2名、校友会会长が校友のうちから指名した者7名の合計14名によって構成される。そのため、前理事長が理事長と校友会会长を兼務していた時期には、実質的に前理事長が全13名（最大14名だが、理事長と校友会会长が同一人物であるため13名となる）のうち9名について指名権限を有していた。

実際の運用としては、校友評議員候補者推薦委員会の中に、前理事長（兼校友会会长）が選任した7名程度で構成される選考委員会が設置され、同委員会が、校友会により作成された校友会推薦候補者名簿から、校友評議員候補者を決定して校友評議員候補者推薦委員会に提案していた。そして、同推薦委員会では、特に議論することなく、選考委員会が挙げた候補者を承認して、最終的に理事会でも異議なく承認されていた。

校友評議員に求められる資質等については、定められていない。

ウ 学識経験評議員

学識経験評議員（⑦）は、寄附行為施行規則及び学識経験評議員候補者推薦委員会規程に基づき、学識経験評議員候補者推薦委員会が

推薦し、理事会で選任される。同推薦委員会のメンバーは、理事長、学長、(i) 理事長が理事のうちから指名した者3名、(ii) 学長が指名した者3名、(iii) 学部長から互選された者3名、(iv) 本部部長から互選された者2名及び、(v) 各学部及び通信教育部の事務局長から互選された者4名の合計17名によって構成される。実際の運用としては、このうち本部部長及び事務局長については理事長が指名しているため、全17名のうち10名が理事長及び理事長が推薦した者となっていた。

その上で、学識経験評議員候補者推薦委員会の各委員に1名～2名の候補者の推薦を依頼し、同委員会の中に設置された7名程度（原則として、理事長、学長、上記(i)～(v)の区分より各1名）で構成される選考委員会において候補者を選考し、学識経験評議員候補者推薦委員会に提案していた。そして、同委員会では、特に議論することなく、選考委員会が挙げた候補者を承認して、最終的に理事会でも異議なく承認されていた。

学識経験評議員に求められる資質等については、定められていない。

(5) 監事

監事は、寄附行為に基づき、理事、評議員又は教職員以外の者より選出した候補者から、評議員会の同意を得て理事長が選任する。慣例として、常任監事には、理事長の推薦による元学部長と元事務局長が、他の監事には、日本大学の卒業生である弁護士と公認会計士又は税理士が選任されていた。

(6) 学長

学長は、学長選出規則に基づき選任された71名による学長候補者推薦委員会にて推薦され採決により選出された候補者のうちから、各学部長及び理事長によって構成される学長候補者選出手議が、最終的な候補者を選出し、理事会で決定される。

(7) 副学長

副学長は、教育職組織規程において、日本大学の教授のうちから選ばれ、学部長会議の意見を聴いた上で、理事会で決定し、学長が任命する。ただし、専任の副学長は、現役の教授に限らず、日本大学の教授の経験を有する者のうちから任命することができる。

(8) 学部長

学部長の選出には、まず、当該学部において、学部長選出規程において投票資格者として認められた者による参考投票が行われる。次に、学長、副学長、常務理事（総務担当及び人事担当）及び理事長が指名する

者若干名で構成する学部長候補者選出会議で、参考投票の結果を参考に面談対象者を定め、学部長としての教育・研究上の適格性を審査した上で学部長候補者を選出し、理事会が学部長を決定する。

4 その他当法人と関係する団体等

(1) 校友会

校友会は、会員相互の親睦と福利増進を図り、自立・自助の精神に則り当法人との共生組織体としての機能を発揮し、母校の興隆発展に寄与することを目的とする任意団体であり、当法人が設置する学校の卒業生がメンバーの中心となっている。

会長は、校友会を代表し、会務を総理するとされており、前理事長は、2005（平成17）年から、2021（令和3）年12月17日に除名されるまで、会長職にあった。前記3（4）イで述べたとおり、校友会会长は、校友評議員の選出に際し、非常に大きな権限を有していた。

(2) 株式会社日本大学事業部

株式会社日本大学事業部（以下「事業部」という。）は、前理事長の意向により、当法人が100%出資して、2010（平成22）年1月7日に設立された会社である。

日本大学調査報告書によれば、その目的は、各部科校が個別に発注していた委託業務等を事業部に集約することで、大学のスケールメリットを生かした費用の低減化・効率化を図り、事業部の収益を寄付金として大学に還元するという大学資金の内部循環システムを作り、新たな収入源を創出するというものである。当法人では、2016（平成28）年改正の調達規程において、調達に当たって事業部の活用に努めることが明記された。また、経営上の基本方針では、共同調達及び事業部の積極活用がうたわれた。

事業部には、稟議規程、職務権限規程、取締役会規程、外部調達規程等が存在するものの、重要な財産の取得や業務執行について取締役会で議論されることがないなど規定どおりに運用されることではなく、逮捕・起訴された元理事が事業部取締役に就任して以降は、同元理事が業務執行全般における実質的な最高意思決定者となっていた。

第2 本件刑事事件及びそれに至る背景事情

1 本件刑事事件について

第I部第4の3の（1）で述べたとおり、当会議は、本件刑事事件について、自ら事実関係を調査し、認定を行うことを目的としていないが、日

本大学調査報告書や、公表されている事実及び前理事長の第1回公判における検察官の起訴状及び冒頭陳述等に基づき、これらに依拠して、前理事長らの逮捕、起訴及びそれに至る経緯として、少なくとも以下の事実があつたことを前提とする。

2008(平成20)年 9月	前理事長が理事長に選任される（以後、2021(令和3)年12月1日に辞任するまで理事長職）
2010(平成22)年 1月	株式会社日本大学事業部の設立
2017(平成29)年 9月	元理事が評議員及び理事に就任
2018(平成30)年 7月	元理事がアメリカンフットボール部のタックル問題において、自分の軽率な行為により大学に多大な迷惑をかけ、その結果として大学の信用を傷つけたことの責任を取るとして評議員及び理事を辞任
2018(平成30)年 12月	前理事長が、日本大学関連の取引で利益を得ていることの謝礼等の趣旨で、医療法人前理事長より100万円を受領
2019(令和元)年 12月	元理事が事業部取締役に就任
2020(令和2)年 1月	元理事が校友評議員に復帰（経緯は後述のとおり）
2020(令和2)年 2月	前理事長が、元理事及び妻を介し、ある設計会社が受託業者に選定されるよう依頼するなどの趣旨で、設計事務所代表取締役より1000万円を受領
2020(令和2)年 8月	前理事長が、日本大学関連の取引で利益を得ていることの謝礼等の趣旨で、医療法人前理事長より300万円を受領
2020(令和2)年 9月	元理事が理事に復帰（経緯は後述のとおり）
2020(令和2)年 9月	前理事長が、妻を介し、日本大学関連の取引で利益を得ていることの謝礼等の趣旨で、医療法人前理事長より500万円を受領
2020(令和2)年 9月	前理事長が、妻を介し、日本大学関連の取引で利益を得ていることの謝礼等の趣旨で、建築会社の会長より3000万円を受領

2020（令和2）年 9月	前理事長が、日本大学関連の取引を今後も受注できるよう依頼するなどの趣旨で、設計監理業を営む会社の代表取締役より20万円を受領
2020（令和2）年 10月	前理事長が、元理事及び妻を介し、日本大学関連の取引で利益を得ていることの謝礼等の趣旨で、清掃・警備業務の受注業者より150万円を、妻を介し、日本大学の理事に復帰したことの謝礼の趣旨で、元理事より150万円を受領
2020（令和2）年 10月	前理事長が、日本大学関連の取引で利益を得ていることの謝礼等の趣旨で、医療法人前理事長より300万円を受領
2021（令和3）年 9月8日	東京地方検察庁特捜部による当法人等の捜索
2021（令和3）年 10月7日	元理事の背任容疑による逮捕
2021（令和3）年 10月27日	元理事の起訴、再逮捕
2021（令和3）年 11月16日	元理事の起訴
2021（令和3）年 11月29日	前理事長の所得税法違反容疑による逮捕
2021（令和3）年 12月20日	前理事長の起訴
2022（令和4）年 2月15日	前理事長の第1回公判
2022（令和4）年 3月7日	前理事長の第2回公判（求刑懲役1年、罰金1600万円）
2022（令和4）年 3月29日	前理事長の第3回公判（懲役1年執行猶予3年、罰金1300万円の判決言渡し）

2 2020（令和2）年9月に元理事が理事復帰するまでの経緯

元理事は、上記1の表内に記載したとおり、2018（平成30）年7月に理事を一度辞任したが、2020（令和2）年9月に復帰している。日本大学調査報告書によれば、その経緯は以下のとおりである。

まず、元理事は、2020（令和2）年1月10日開催の理事会（前理事長が議長）において、任期途中に補充される評議員の候補者として推薦され、承認されたことから、同日より2020（令和2）年9月9日まで

を任期とする校友評議員となった。同理事会議事録によれば、任期途中に補充される評議員の選出については、2004（平成16）年1月開催の理事会で承認されて以降、校友会会长の推薦に基づいて理事長・学長が候補者を推薦し、理事会で審議するという手続きが取られていた。また、同議事録によれば、元理事を評議員にすることについて、反対意見が出たことはなかった。

そして、2020（令和2）年9月10日に、あらためて校友評議員に選出された上で、校友評議員から選ばれた校友理事となった。

第3 当法人等に対する検査差押後における当法人の対応

当会議では、当法人等に対する検査差押後における当法人の対応の適切さについても検討を行っているところ、その前提となる事実関係のうち重要な事実経過は、以下のとおりである。

2021（令和3）年 9月8日	東京地方検察庁特捜部による検査差押許可状に基づく当法人及び事業部の検査（元理事の背任容疑）。
9月10日	理事会開催。 規程に基づき危機管理委員会で対応することを承認。
10月1日	理事会開催。 検査を受けた件につき包括的支援及びこれに付随する調査等を顧問弁護士に委託することを承認。
10月7日	元理事の背任容疑による逮捕。
10月8日	臨時常務理事会・臨時理事会の開催。 危機対策本部の設置。元理事へ辞任勧告をすることを承認。事業部株主総会で、元理事の取締役解任議案に賛成することを承認。
10月18日	元理事から理事及び評議員の辞任願を受理。
10月19日	常務理事会の開催。 元理事の辞任願を受理し、退任慰労金の保留及び不支給について審議。
10月21日	文部科学省より「学校法人日本大学における管理運営について」と題する通知文書を受領。当法人から独立した第三者による調査の要求のほか、多数の指摘を受ける。
10月27日	元理事の起訴・再逮捕。

11月5日	理事会開催。 被害届の提出を保留とすることを承認。
11月16日	常務理事会の開催。 危機対策本部の体制変更の決定。
11月24日	文部科学省より、監査及び調査の遅れ、記者会見が未開催であること、被害届が提出されていないことの指摘を受ける。
11月29日	前理事長の所得税法違反容疑による逮捕。
11月30日	常務理事会の開催。 理事長逮捕に伴う対応を協議。調査のスケジュール、記者会見の実施、被害届の提出について承認。
11月30日	文部科学省より、真相究明に向けた調査、改善方策の早期策定及び速やかな説明責任の遂行をするよう指摘を受ける。
12月1日	臨時理事会の開催。 調査のスケジュール、記者会見の実施、被害届の提出について承認。理事全員の辞任願提出の決定。前理事長による理事長職辞任意向を受理。現理事長就任。
12月1日	文部科学省より、前理事長の進退について辞任ではなく解任すべきとの指摘を受ける。
12月3日	理事会の開催。 前理事長の理事解任決議。
12月6日	東京地方検察庁に元理事による背任事件について被害届を提出。
12月10日	臨時理事会の開催。 監事による調査報告書の報告。役員報酬不支給決定。
12月10日	現理事長・学長による記者会見。 前理事長体制からの永久の決別、前理事長の影響力の排除等を宣言。
12月15日	臨時評議員会の開催。 前理事長の評議員解任決議可決。現評議員は任期満了を待たずに辞任することを可決。
12月17日	文部科学省より、「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告について（指導）」と題する文書を受領。当法人の対応や説明が不十分であることについて「極めて遺憾」とし、2022（令和4）年1月1

	1日までに7項目について報告するように求める指導を受ける。
--	-------------------------------

第4 本件刑事事件から窺える当法人のガバナンス上の根本的な問題点

1 本件刑事事件の概要

東京地方検察庁による起訴状記載の公訴事実等によれば、本件刑事事件の概要は以下のとおりである。

(1) 元理事による背任事件

元理事による背任事件は、大きく2つの事件に分けることができる。

ア 第1事件

一つ目の事件は、事業部の取締役としてその営業を統括していた元理事が、相被告人Aと共に、日本大学医学部附属板橋病院等の建替計画事業の設計・管理業者選定に係るプロポーザル実施等の業務につき、当法人に不必要的支出等をさせることを避けるなどして、当法人のために誠実にその職務を遂行すべき任務があるにもかかわらず、同プロポーザルにおいて、両名の意を受けた会社Bを最終候補業者とし、当法人とB社との間で、高値で設計・管理業務委託契約を締結させた上、当法人が支払った業務委託料の一部をB社からAが保有する会社Cに対して支払わせるなどの方法により、元理事とA両名の利益を得ることを目的として、以下①ないし⑨記載の行為を行い、当法人に2億2000万円の財産上の損害を加えたものである。

- ① 2020（令和2）年2月頃、B社取締役に対して、同プロポーザルにおいてB社が提出済みの見積金額を提出期限後に差し替えさせる。
- ② 同プロポーザルにおいて第2位であったB社の評価点が第1位となるように一部の評価点を同社に有利に改ざんするなどして、同年3月中旬頃までに、当法人をして、B社を最終候補業者に選定させる。
- ③ 同月下旬頃までに、B社との間で業務委託料を24億4000万円とすることについて合意する。
- ④ 同年5月中旬頃までに、B社からC社にその一部を支払わせるための原資を確保する目的で、B社との間で、当法人からB社に業務委託契約の前払い金として7億3000万円を支払う旨合意する。

- ⑤ 同年5月中旬頃までに、当法人に、③及び④について報告して了承させる。
- ⑥ 同年5月中旬頃までに、B社代表取締役らに対し、当法人から④の前払い金を受領後すぐにC社に対して2億2000万円を支払うことを了承させる。
- ⑦ 同年6月上旬頃、当法人とB社との間で上記の計画に沿った業務委託契約を締結させる。
- ⑧ 同年7月下旬、当法人の職員らをして当法人からB社に対して7億3000万円を振込送金させる。
- ⑨ 同年8月下旬、B社からAに対し、2億2000万円を振込送金させる。

イ 第2事件

二つ目の事件は、事業部の取締役として、事業部が当法人から委託を受けた医療機器等の発注先の選定、使用及び価格の適性等を確保するためのコンサルティング業務を統括していた元理事が、相被告人Aらと共に謀の上、複数の医療機器を事業部が調達して日本大学医学部附属板橋病院に納入するに当たり、本来介在させる必要がないAが経営又は保有する会社を調達経路に介在させ、2020（令和2）年3月中旬から同月下旬までの間に、当法人をして高値で医療機器購入に係るリース契約を締結させて、当法人に約1億3100万円の財産上の損害を加えた上、2021（令和3）年5月中旬までに同様の経緯で、当法人をして高値で電子カルテ関連機器等の購入に係るリース契約を締結させて、当法人に約6700万円の財産上の損害を加えたものである。

（2）前理事長による所得税法違反事件

前理事長による所得税法違反事件の事実経過は、上記第2で述べたとおりであるところ、前理事長はこれらのリベート等による収入を殊更除外して確定申告書を提出する方法により、2018（平成30）年分及び2020（令和2）年分の所得税合計約5300万円を免れたものである。

2 元理事による背任事件から窺えるガバナンス上の根本的な問題点

（1）総論

上記1（1）で述べたとおり、元理事は、数値の改ざんを含む業者選定への不当な介入や不必要的業者を取引へ介在させる等の行為を繰り返し行っている。また、上記第2で述べたとおり、前理事長に対して多額の金銭を提供している。

日本大学調査報告書によれば、こうした元理事による背任事件等の原因には、前理事長への権限集中と報復人事による当法人の支配、前理事長の威光を利用した元理事による事業部の支配と権限集中、それに伴う事業部内のけん制機能の欠如、さらにはそれを容認した前理事長下での事業部管理運営体制の不備があるとされている。

(2) 元理事による前理事長の威光を利用した事業部支配

例えば、元理事は、当法人の理事の一人に過ぎず、事業部においても代表権を有しないただの取締役であったにもかかわらず、業者選定への不当な介入や不当な業者の介在を自由に繰り返しており、その違法性を指摘する者は誰もいなかった。元理事がこれらの行為に出ることができたのは、いずれもその背後に前理事長がおり、元理事の行為について指摘や告発、反対意見の表明などをした場合には、当法人の人事権を掌握していた前理事長から報復されることが予想されたからにほかならない。

(3) 理事会の形骸化と理事への報復行為

事業部管理運営体制が破綻していた要因として、子会社である事業部を管理すべき当法人において、理事会における議論が形骸化していたことも挙げられる。

日本大学調査報告書によれば、理事会における議論の形骸化の要因の一つとして、前理事長が議案について関係各所から意見を聴取しないまま、特定人の意見に基づいて議案に上げ、反対者には人事上の処遇を含め、事実上の制裁を加えていたという点が挙げられている。理事長の業務執行を監督する立場にある理事が、人事上の制裁を恐れて、反対意見を述べることを躊躇する環境となっていたことは、私立学校法及び寄附行為が定めるガバナンス体制を無効ならしめるものであり、組織上重大な問題であったと受け止めなければならない。

(4) 学生までもが前理事長の報復におびえる異常事態

このような前理事長による人事権を濫用した報復行為は、理事や教職員はもちろんのこと、直接の人事権が及ばない学生に対してさえ恐怖感を与えていた。

例えば、日本大学新聞2022（令和4）年1月20日号では、1面と2面のほぼ全てを使用し、本件刑事事件に関する特集記事が掲載されており、「新生日大へ不退転の一歩」「専横招いた組織風土にこそメスを」などの見出しが並んでいる。また、同2面では、学生からの怒りや提言の声も多数紹介されている。その一方で、この特集に至る背景には学生記者らの心の葛藤があったことも、同時に掲載されている。具体的には、日本大学新聞においては、2018（平成30）年にアメフト部

におけるタックル問題が起きた際には、日本大学への忖度により一切の報道を行わなかったこと、本件刑事事件についても、当初、学生記者らの間では、前理事長による新聞発行の禁止等の何らかの報復があること（朝日新聞令和4年3月1日夕刊の記事によれば、学生の中には退学の恐れを感じている者も存在した。）を恐れて記事にしないという意見が多数を占めていたこと、現理事長・学長による前理事長の「影響力排除」「決別」という記者会見での発言をきっかけに、ようやくにして本件刑事事件について全面的に報じることにしたことなどが掲載されている。

このように、本来は大学という組織の主役であり、通常誰よりも自由に声を挙げることができる学生までもが、前理事長の報復を恐れて声を挙げることができない状況になっていたという事実は、極めて異常なものであるというほかない。

3 前理事長による所得税法違反事件から窺えるガバナンス上の根本的な問題点

（1）総論

前理事長による所得税法違反事件に関しては、国民の義務を放擲し、国家に対する詐欺に及んだ脱税行為が指弾されるべきことは言うまでもないが、それ以上に、公共的側面も有する大規模な法人組織のトップである理事長職にある者が、組織の運営に関連して、理事や取引業者等から多額の現金を多数回にわたり受領していたこと自体が根本的かつ深刻な問題といえよう。

そして、その背景には、上記2でも述べたとおり、前理事長への権限集中と報復人事による当法人の支配が、前理事長への金銭の提供を生み出し、それに対して誰も何も言えない状況を作り上げていたという事実が存在する。

（2）前理事長の認識

多額な金銭の授受に際して銀行送金手続きを行わずに直接現金の授受をすることは、社会常識として、当事者双方において脱税することを想定したことと言わざるを得ない。

その上、前記第2のとおり、前理事長は、2018（平成30）年12月以降、2020（令和2）年にかけて、社交儀礼の範囲を大きく逸脱した多額な金銭を取引業者等から多数回にわたり受領している。この点、日本大学調査報告書及び検察官の冒頭陳述書によれば、この金銭の受領に当たり、前理事長は、元理事による事業部の支配の事実及び前理事長も懇意にしていた医療法人が当法人と取引関係にあった上、

同医療法人の前理事長からその取引で利益を得ていることの謝礼として金銭を提供されたことを認識できていたとのことである。また、そもそも理事長にこうした高額な謝礼の受領を正当化する事由が何ら見当たらないことからすれば、前理事長には、間に入っていた元理事による何らかの取引上の不正を疑う余地さえあったといえる。それにもかかわらず、前理事長は、何らの注意を払うことなく金銭を受領しているもので、その姿勢は、何も知らないままうっかりもらってしまった過失というより、何らかの不正があってもよしとする故意に近いものといえるもので、強い非難に値する。

4 当法人等に対する検査差押後の対応から窺えるガバナンス上の問題点

当法人等に対する検査差押後の当法人の対応については、前記第3で述べたとおりであるが、文部科学省から指摘されているとおり、当法人は、2021（令和3）年9月に検査当局の検査の対象となり、続いて元理事が二度にわたって逮捕・起訴され、挙句、組織のトップである前理事長まで逮捕・起訴されたものであったにもかかわらず、その間の、学生・生徒や保護者、教職員そして社会に対する説明責任の果たし方は、およそ何もしていなかつたに等しく、この点、学校運営の透明性という点で多々問題があり、高い公共性を有する法人として、強い批判を受けるほかない。

この点、私立大学等経常費補助金が不交付となった理由を見ることでもよく理解し得よう。

すなわち、当法人は、学校教育における私立学校の果たす役割に鑑み、私立学校振興助成法が定める規定に基づき、私立大学等経常費補助金を受領しているところ、法令の規定・寄附行為に違反した場合や、管理運営が適性を欠く場合には、その状況に応じて、交付される補助金額が減額ないし不交付とされる。今回、当法人は、日本私立学校振興・共済事業団により2021（令和3）年度の私立大学等経常費補助金の全額不交付決定を受けており、2020（令和2）年度の交付額を基準とすると、今後5年間で、315億円の不交付となることが見込まれている。そして、その理由は、①元理事が背任事件により逮捕・起訴されたことが、「学校運営に係る刑事事件による役員又は教職員が逮捕及び起訴されたもの」（私立大学等経常費補助金取扱要領4（1）ク）に該当すること及び、前理事長が所得税法違反により逮捕、起訴されたこと、②同逮捕までの間に記者会見が開かれず説明責任が果たされなかつたことが、学校法人として内部統制の機能不全があつたことを示しており、「管理運営が適性を欠く場合」（同取扱要領4（1）シ）に該当すること、という2点である。

5 小括

こうした前理事長への権限集中及び人事的報復への恐怖による当法人や学生の支配が、本件刑事事件、ひいては当法人におけるガバナンスの機能不全を招いたといえ、このような状態を招いた当法人の体制には、ガバナンス上極めて重大な問題があったと言わざるを得ない。

第Ⅲ部 提言（指針）

第1 当会議のまとめ

日本大学は、1889（明治22）年に創立された日本法律学校を前身とし、2019（令和元）年には130周年を迎えた、学生・生徒総数約11万7千人（2021（令和3）年5月1日現在）、その規模日本一の学校法人であり、自ら考え、自ら行動し、自ら創造する、「自主創造」を教育理念として定め、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを目的としている。

しかしながら、今般明らかになった前記のような元理事及び前理事長による不祥事、とりわけ、元理事や大学の取引先業者が前理事長に対し大学の運営に関連して多額な現金を多数回にわたり提供していたことは、日本大学の上記のような目的の対極にあるものと言わなければならない。

当会議は、日本大学において、法の遵守と高い品位の保持を基本とする理念に立ち戻り、学生・生徒と保護者、教職員、卒業生、そして社会からの信頼を回復し、学生・生徒が大きな夢をもって学びの日々を送ることができるよう、以下を柱とする改革措置を強力に推し進めるべきことを提言する。

その1 日本大学は、今後、学生・生徒及びその保護者等の信頼回復と教学重視を最優先事項として、学生・生徒等の夢の実現に資する、また、教職員が誇りを持って働くことができる、学校運営を行うものとする。

その2 日本大学は、将来にわたって、一人の者による専横を許さず、民主的に選出されたリーダーの下に遵法精神と品位を持った法人運営を行う。

その3 日本大学は、今回の重大な不祥事に鑑み、刑事被告人となった二人とその支持者の法人運営の場への復帰を、関係組織も含め、断じて認めない。

そして、これらを実現するため、より具体的には、以下に列挙するような措置を取ることを提言する。

第2 特定の役員の専横を許さない健全な学校管理運営体制の構築

前記第Ⅱ部第2の本件刑事事件及びその背景事情の項目で述べたとおり、

このたび、日本大学が抱えた問題は、つまるところ、前理事長の人事権を利用しての専横的な振る舞いにより、私立学校法や寄附行為で定められたガバナンスのシステムが全く機能せず、学生・生徒の夢の実現をサポートする学校運営の本旨から逸脱し、学生・生徒、保護者や教職員らを裏切り、当法人と取引関係にある利害関係者の中で、前理事長やその取り巻きたちの個人的利益の獲得を優先して学校運営が行われていたところにあった。

そこで、このような専横的な運営が二度と行われないように、そして、学生・生徒と保護者、教職員及び卒業生から信頼を受ける、徹底したコンプライアンス重視の姿勢で学校運営が行われるように、以下に述べるような、①今回の不祥事を起こした執行部の一掃及び復帰防止の方策、②理事会及び評議員会の在り方・選出方法について、③理事長、学長、監事の在り方・選出方法について、④その他健全な学校管理運営体制の構築の取組み、といった項目に分けて、その具体的な方策を提言したい。

なお、以下の記述において、寄附行為や諸規程の改正について多々提言しているが、それらはあくまで指針を述べたものであるから、当法人において、その指針の趣旨に沿って寄附行為及び諸規程の全体の定めの在り方や整合性を考慮して、諸規程の具体的改廃を然るべき措置されたい。ただし、各役職者・役員・評議員等の選考方法の具体的なルールを定めるに当たっては、当会議の了解を求められたい。

また、提言の中で、各種の選考委員会及び推薦委員会を設置すべき旨について述べる箇所が存在するが、委員の選出については公正かつ透明性が確保されるよう、特段の留意をお願いしたい。

第3 今回の不祥事を起こした執行部の一掃及び復帰防止の方策

1 はじめに

日本大学で勉学等に励んできた学生とその保護者、卒業生、眞面目に教育研究及び業務に励んできた教職員は、アメフト部の指導者や他ならぬ大学トップの所業により、日本大学が何年にもわたって繰り返し世にネガティブに喧伝されてきたことに対して、強い憤りを感じている。教職員、学生、卒業生から寄せられた意見からは、「日大を生まれ変わらせて欲しい」という当会議への強い期待がうかがわれた。

多様な意見が反映される、特定の役職員の専横を許さない健全な学校管理運営体制を構築するためには、まずもって、今回の不祥事を起こした刑事被告人ら二人を法人運営から徹底的に排除し、かつ、復帰防止の策を講ずること（また、これらの者を支えた執行部についても、これに準じて取り扱うこと）が必要である。

この観点から、以下のとおり、提言する。

2 現在の理事・監事及び評議員の総辞任

現在の理事・監事及び評議員は、この提言に基づいて寄附行為の改正を含む新ルールを制定した後、総て辞任する。

すなわち、新ルールに基づいて、早急に新たな理事・監事及び評議員の選任を実施することとして、その選任手続のタイムスケジュールと整合する、可能な限り早いタイミングで現在の理事・監事及び評議員は辞任する。新体制の発足は、2022（令和4）年6月ないし7月を目標とする。

3 学長選挙を速やかに実施する

新ルールに基づいて行われる理事及び評議員の選任と並行して、新ルールの下で、学長選挙を実施する。

4 現時点の学部長が学部長の地位から直ちに同時に辞任することは求めず、順次改選を行う

各学部における現時点の学部長は、上記2のとおり、理事を辞任することになる。

そのことを前提として（また、後述のとおり、各学部から1名、通常は学部長が、理事に就任するとの従来のルールが廃止されることを前提として）、各学部長が直ちに学部長の地位から辞任して改選を実施することは必須としない。

当面、タイミングとしては従前からの所定のサイクルにて順次、選出方法としては新ルールの下で、学部長の改選を行う。その上で、可能な限り早い時期に、任期満了前の学部長も含め、旧制度に基づいて選任された全ての学部長について、改選を行うこととする。

このような手順を踏むことは、現時点の学部長が理事の地位から外れることがまずもって確保される必要があり、しかし、全学部長が異例の時期に同時辞任して改選を行うことは、各学部の教育現場にまで混乱をもたらし、学生にも影響が及ぶ恐れがあるとの判断による。

5 前理事長体制において理事・監事の地位にあった者の将来にわたる排除

前理事長体制において理事・監事の地位にあった者のうち、少なくとも、現任者及び元理事が評議員に復帰することが決議された2020（令和2）年1月の理事会時点以降に常務理事の地位にあった者は、将来にわたって、理事・監事及び評議員の候補者となれないこととする。

ただし、本提言における「現任者」とは、2021（令和3）年9月8日時点から同年末までの期間の一部でも、理事又は監事の地位にあったことがある者を指すものとする。同年末までの期間に限定した理由は、各役職の定数や任期に由来する必要性から、2022（令和4）年に入ってから新たに選任された役職者が存在することを考慮する趣旨である。

前理事長体制において評議員の現任者であった者については、今回の総辞任後の初回の理事・監事及び評議員の候補者となれないこととする。この点、理事と比較した場合の現行法上の評議員の権限の程度を考慮して、また、従来、評議員の数が多数に及び、中には日本大学の再生を担うことを期待される若手の世代の教員らも含まれていたことも勘案して、将来にわたる一律の排除の対象とすることは求めないこととした。ただし、今後、前理事長体制において評議員の地位にあった者が理事・監事及び評議員の候補者となった際には、この点を明示の上、特に慎重に考查・審議しなければならないものとする。

なお、新体制を作るに当たっては、理事・監事及び評議員の候補者名簿を当会議に提出いただき、当会議にて、本項により排除される者が含まれていないか点検を行う。

6 刑事被告人ら及び善管注意義務違反が認定された理事・監事らに対する責任追及

第三者委員会による調査結果において、刑事被告人となった二人その他善管注意義務違反（当法人又は事業部に対するもの。）が認定された理事及び監事等に対して、責任追及を実行する。

なお、これに該当するに至った理事及び監事並びにその経験者は、仮に上記5項の要件に該当しないことがあったとしても、将来にわたって、理事・監事及び評議員となれないこととする。

7 大学の運営に関する事件により禁錮以上の刑に処せられた者の役員就任の無期限禁止

大学の運営に関する事件により禁錮以上の刑に処せられた者の役員就任を無期限に禁止する（執行猶予付き判決の場合、執行猶予期間の経過後も復帰を許さない）など、役員の欠格事由を見直す。

私立学校法及び学校教育法では「禁錮以上の刑に処せられた者」が欠格事由とされているところ、執行猶予付きの判決となった場合には、（刑法の解釈に基づき、）執行猶予期間を過ぎると復帰が可能となってしまう。このため、上記のとおり、より厳格な欠格事由を定めることが必要である。

また、刑事责任を問われた者に限らず、解任され、若しくは引責辞任し

た理事・監事及び評議員の復帰は極めて慎重に行われるべきは当然であり、そのため、復帰を検討すべきケースが将来万一生じたとしても、極めて厳格に考查・審議を行うことをルール化しておくべきである。

8 株式会社日本大学事業部の解散・清算及び取締役・監査役であった者の役員就任の禁止

事業部を発足したこと、すなわち、第Ⅱ部第1の4（2）記載の、委託業務等の集約による費用の低減化・効率化といった目的それ自体に、本来、問題があったわけではない。

しかしながら、今般の事件及びこれを契機とする調査によって明るみに出た、事業部における恣意的運営に鑑みて、解散・清算することが相当である。

また、解散するに当たっては、過去に遡って、不正・不適切な資金の流れがなかったか精査するとともに、事業部を介在させることによる費用の低減化・効率化といった所期の目的が一定程度実現されていたものか否か、効果の検証・評価が行われるべきである。

なお、前記6項のとおり、第三者委員会による調査結果において善管注意義務違反が認定された事業部の取締役・監査役は、将来にわたって、当法人の理事・監事及び評議員の候補者となれないこととする。

第4 理事会及び評議員会の在り方・選出方法について

前理事長による専横的振る舞いが可能であったのは、理事長兼校友会会长であった前理事長が、その権限に基づき、あるいは、事実上、理事・評議員の多数を恣意的に選定できた点を指摘することができる。

そこで、今回の不祥事の反省を踏まえて、理事会及び評議員会の構成等に関する、るべきルールについて提言する。

1 理事会の在り方・理事の選出方法について

（1）理事会の構成・人数について

- ① 理事会において活発な議論がなされるよう、理事の人数の削減と選出母体の見直しによる適正化を図る。理事は20名余を目指す。
- ② 現行制度（寄附行為施行規則第3条第2項）では、日本大学の16学部から各1名が理事に就任するものとされているが（なお、多くの場合、各学部の学部長が理事に就任する。），この制度による場合、当該理事が16名の多数に上ってしまうこと、及び、当該理事が各学部

の単なる利益代表者として振る舞いがちとなる弊害が指摘できる。このため、当該制度は廃止することを提言する。

- ③ 理事会の構成において、外部人材、すなわち、日本大学の卒業生でも（元）教職員でもない者（以下「学外者」という。）を積極的に登用する。理事会に占める学外者の割合を3分の1程度以上とすべきである。
- ④ 理事の人数構成、選出母体の内訳については、例えば、理事長1名、学長1名、副学長3名、理事長指名理事2名、各学部の教員から4名、正付属校の教職員から1名、本部及び各学部の職員から2名、学識経験（学外者）理事7名、校友（卒業生・元教職員）理事3名とする〔総計24名〕。
- ⑤ 上記④の各学部の教員からの選出理事は、各学部の教員から選出された代表者16名から分野別に4名を選出することを想定する。
- ⑥ 学外者ではない理事に定年制を設ける。定年は70歳とし、ただし、理事長である理事及び学長又は副学長である理事は定年制の適用外とする。理事に再任制限を定めることには、組織における人材育成・若手起用の観点でデメリットもあるとの考慮から、代えて、定年制の導入を提言するものである。一方、学外者である理事については、人材確保の観点から、定年制の適用外とし、ただし、再任を1回に限るものとする。また、理事長である理事については、後述のとおり、理事長の再任制限の導入及び理事長退任後の理事辞任の枠組みを提言するものである（学長及び副学長については、後述のとおり再任制限を設けるため、定年制の例外とするものである。）。
- ⑦ 後述のとおり、理事長の任期を4年とすることに合わせて、理事の任期も4年とする。
- ⑧ 理事会におけるダイバーシティ要件、例えば女性を一定の割合を超えて選任しなければならないといった改革案が具体的に検討・導入されるべきである。

（2）理事の選出方法等

- ① 理事の適格性を、理事候補者が備えるべき資質・資格等を明文化するなどして定めるべきである。
- ② 理事の選出の過程において、選考委員会（第II部第1の3項参照）を設置する場合には、その選考委員の選任を議長一任とすることを不可とする。また、選考委員会を設置する場合、全ての理事候補者の経歴等を考查・審議の上、決定する。なお、かかる取扱いは、評議員、監事その他の役職者の選出のプロセスにおいても同様とする。
- ③ 全ての理事（また、監事及び評議員）の経歴等をウェブページ等で

公表するなど、役員及び評議員の適格性を担保する仕組みを整備する。

- ④ 学識経験理事の選出に当たっては、後述の2(2)③に基づき学識経験評議員候補者推薦委員会の委員に学外者が3分の1以上含まれること、及び2(1)③、⑤に基づき学識経験評議員の全てが学外者となることを前提に、学識経験評議員の互選によることを提言する。
- ⑤ 校友理事の選出に当たっては、後述の2(2)③に基づき校友評議員候補者推薦委員会の委員に学外者が3分の1以上含まれること、2(1)⑤に基づき校友評議員が6名と少なく、そのうち3名が校友理事となること及び第5の1(1)①に基づき理事長等と校友会会长の兼職が禁止されることを前提に、校友評議員の互選によることを提言する。
- ⑥ 後述のとおり次期理事長に学外者が就く可能性が高いことを踏まえ、理事長を補佐するため、理事長指名理事（上限2名）を置くことができるものとすべきである。ただし、その際も、適格性が担保される必要性は同様であり、本項①、③等が当然に妥当する。
- ⑦ 理事就任時に（役員就任時に）、必ず役員遵守事項を確認の上、宣誓書提出を求める。その前提として、現行の「学校法人日本大学役員規程」に定めている役員としての遵守事項及び禁止事項等を再確認し、必要に応じて修正する。役員としての遵守事項には、反社会的勢力と一切関係しないこと、本人若しくは近親者、又は、それらの者が支配し、若しくは役員となっている法人と、当法人との取引額の総額が一定金額以下であること、業者からのリベート授受の禁止、学内の選挙における金銭の授受の禁止等の内容を含むものとする。ただし、「近親者」の範囲は、「本人の2親等以内の親族とその配偶者」及び「本人の配偶者とその2親等以内の親族」とする（文部科学省高等教育部私学部参事官通知・平成17年5月13日付け17高私参第1号に準ずる。）。

(3) 常務理事会について

- ① 常務理事会の権限事項を明文化する。従来、理事会に諮らず、理事長及び常務理事以下のレベルで事務の執行がなされており、常務理事会がブラックボックス化していたことが今回の不祥事の要因の1つであるとの考え、及び、今後も同様のことが繰り返されて理事会を中心とする組織運営を弱めるのではないかとの懸念による（次の②～③も同様の趣旨である。）。
- ② 常務理事の職務・所掌の範囲及び権限を明文化する。
- ③ 常務理事会・常務理事がその権限において執行等した事務について

て、理事会及び監事等による事後的な確認や検証を可能・容易とする仕組みの整備を要する。

2 評議員会の在り方・評議員の選出方法について

(1) 評議員会の構成・人数について

- ① 理事長・常務理事及び学長・副学長は、それぞれ就任の時点で評議員から外れるルールを導入し、評議員を兼務できないこととする。これにより、評議員会が理事会及び理事長等から独立的に審議・協議することを容易とし、評議員会によるけん制機能が発揮しやすくなることが期待される。
- ② 評議員会において活発な議論がなされるよう、評議員の人数の削減と選出母体の見直しによる適正化を図る。評議員は、理事の人数を前提として、40～50名程度を目途とする（現行の私立学校法において、評議員の数は理事の定数の2倍を超える数と規定されている。）。
- ③ 評議員会の構成において、学外者を積極的に登用する。評議員会に占める学外者の割合を3分の1程度以上とすべきである。
- ④ 上記③の実現の手段として、例えば、「学外評議員」の分類を設け、学外者である学識経験者を一定数選任しなければならないといった改革案が検討されるべきである。
- ⑤ 評議員の人数構成、選出母体の内訳については、例えば、各学部・通信教育部（16学部・通信）の教員から各1名（合計17名）、短期大学部の教員から1名、正付属校の教職員から2名、特別・準付属校の理事長又は校長の中から1名、本部及び各学部の職員から4名、学識経験者（学外評議員）17名、校友（卒業生、元教職員）6名、各学部後援会会长から1名とする〔総計49名〕。
- ⑥ 評議員会におけるダイバーシティ要件、例えば女性を一定の割合を超えて選任しなければならないといった改革案が具体的に検討・導入されるべきである。

(2) 評議員の選出方法等

- ① 学識経験評議員及び校友評議員（あるいは新規の分類に該当する評議員）の要件、適格性を、評議員候補者が備えるべき資質・資格等を明文化するなどして定めるべきである。その際、現役の教職員は、学識経験評議員にも校友評議員にも就くことはできない旨、ルール化すべきである。
- ② 校友評議員は、現在の校友会からの推薦名簿から選出する規定を廃止することとし、広く卒業生及び元教職員から選出するものとす

る。

- (③) 学識経験評議員(学外評議員)及び校友評議員(卒業生・元教職員)の選任においては、現行の、学識経験評議員候補者推薦委員会及び校友評議員候補者推薦委員会が推薦し、理事会で選任するという枠組みを維持するものの、両推薦委員会の構成員について、学外者を3分の1以上含める、特定の者が指名することができる構成員の人数を削減する等、特定の人物の意向に偏らない構成とすべく見直しを図る。
- (④) 推荐委員会等の会議体で評議員の選任を決議する場合、全ての評議員候補者の経歴等を考查・審議の上、決定する。また、全ての評議員の経歴等をウェブページ等で公表するなど、評議員の適格性を担保する仕組みを整備する。

(3) 評議員会の権限等

- (①) 評議員会に、理事(理事長)の解任権限を与える。具体的には、理事(理事長)が、法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき、職務上の義務に著しく違反したとき、理事(理事長)たるにふさわしくない重大な非行があったときであって、理事会がこの者を解任しないときは、評議員総数の4分の3以上が出席した評議員会において、出席評議員の4分の3以上の議決により、当該理事(理事長)を解任できるよう、寄附行為の改正を図る。
- (②) 評議員会によるけん制機能を実効的なものとするため、評議員に対し、理事会の議案資料及び議事録等を配布・共有する。ただし、その機密性に鑑み、評議員に対しては、就任時に、秘密保持に関する誓約書の提出を義務付ける。

第5 理事長、学長及び監事の在り方・選出方法について

遵法精神と品位ある民主的リーダーを理事長に選出し、学校法人を健全に運営・管理するための、理事長、学長及び監事の在り方・選出方法について、以下のとおり提言する。

1 理事長及び学長の在り方・選出方法について

(1) 校友会会长との兼務禁止等

理事長・常務理事と校友会会长の兼務を禁止する。また、学長・副学長と校友会会长の兼務を禁止する。これらについて、理事長、常務理事、学長及び副学長の選任ルールに明記する。今回の事件において前

理事長が理事長兼校友会会长の地位にあって、双方の地位と権限を行使し得る強大な権限を背景として、当法人を支配・専横したとの認識に基づく提言である。なお、当会議において理事長と学長の兼務も禁止することの是非が議論されたが、理事長兼学長となるに相応しい人物が得られる可能性等を考慮して、特に禁止とはしないものとした。

(2) 理事長の選出について

- ① 理事長については、日本大学の内外から、法令遵守と品性の保持はもとよりのこと、学校法人の管理運営能力に秀でた者を選任することが求められる。次期の理事長については特に、日本大学の出身にこだわらないこと、及び、これまで日本大学の学校運営に何ら関与したことがない学外者から迎えることが、日本大学の再生に向けた決意の表れ、重要なメッセージとなると考えられることから、適任者を速やかに選任するため最大限の努力を払われたい。
- ② 理事長の選出に当たっては、理事会からの委嘱に基づき、外部有識者を中心とする理事長選考委員会を設置して、理事長選考委員会において、理事会に候補者を推薦するものとする。理事会は、理事長選考委員会の推薦を最大限に尊重して、理事長を選出するものとする。なお、その時点で理事の地位にない者を理事長として選出しようとする場合、理事長としての選出に先だって、当該理事会において理事に選任する。現行の寄附行為では「理事の互選」により理事長を選出するとしているため、以上の内容が実現するよう、寄附行為上の手当てを行う。
- ③ 上記②の理事長選考委員会の委員については、外部有識者が過半数を占めなければならないものとし(ただし、本提言を受けて最初になされる理事長の選出の際は、外部有識者が3分の2以上を占めなければならないものとする。),かつ、理事長選考委員会の委員長には外部有識者が就くものとする。
- ④ 理事長の任期を4年とし、再任は1度に限るものと寄附行為に定める。また、退任した理事長は理事の地位から辞するものとし、その後、理事・監事又は評議員に就任することは不可とする。

(3) 学長等の選出について

- ① 学長の選出方法(第II部第1の3(6))について、学長選出規則を改定して立候補制とし、一定数(例えば10名以上)の推薦人のある立候補者による所信表明を経て、新しい学長選出規則において構成が見直された学長候補者推薦委員会委員による投票を行う方式を採用すべきである。その後、各学部長及び理事長によって構成される学長候補者選出会議が、最終的な候補者を選出し、理事会で決定する

ものとする。

- ② 学長の任期を4年とし、再任は1度に限るものと寄附行為に定める。
- ③ 副学長は、学長が指名し、学部長会議の意見を聴いて、理事会で決定する。副学長の任期を4年とし、再任は1度に限るものとする。
- ④ 副学長の権限等を整理・明確化する。副学長は、学部長との兼務を認めないこととして、副学長の職務に専念できる体制を整えた上、担当業務をそれぞれ分担して行う。また、各学部から1名ずつ理事を選出する従来の制度を廃止したことの代替として、副学長はいずれも理事に就任する制度とすることを提言する。

(4) 理事長及び学長に対する評価制度の導入

- ① 理事長及び学長の評価制度を導入する。これにより、理事長及び学長の能力の維持・発揮、業績の向上、品位の保持を図り、また、責任ある職務遂行を期待する。例えば、以下のような評価項目を検討する。
 - ア 人格が高潔で、学識に優れ、教育、研究、社会貢献に識見をもっているか。
 - イ 学校の自主性、自律性、社会性及び法令を尊重して、学校経営を行っているか。
 - ウ 学校の管理運営に優れた手腕を発揮しているか。
 - エ 熱い情熱、強い指導力、優れた会話力をもって学校経営を行っているか。
 - オ グローバル社会の中で、多様性（ダイバーシティ）を尊重して人材育成を実施しているか。
 - カ 日本大学の教育理念等の価値を実現する目標、その実現のための戦略と戦術をもっているか。
- ② 理事長、学長に対する評価は、毎年度1回は実施するものとし、理事長については理事長選考委員会委員及び監事が、学長については、学長候補者推薦委員会委員が行う。
- ③ 評価の形骸化を防ぎ実質的なものとするため、各評価項目の検討に当たって②の評価者は、理事長及び学長に対し、①の評価項目及び他の特記事項についての実績報告書の提出を求め、当該実績報告書の妥当性と内容から評価を行い、評価報告書を作成するものとする。また、実績報告書及び評価報告書は、理事、監事、評議員、教職員全員に公開することとする。
- ④ 理事長、学長の活動について、毎年度1回、教職員に対してアンケート調査を行い、当法人及び日本大学を含む当法人が運営する全ての学校の運営に反映させる。

- ⑤ 毎年度1回、学生及びその保護者の満足度調査を実施し、学生の声を当法人及び日本大学を含む当法人が運営する全ての学校の運営に反映させる。

2 監事の在り方・選任方法について

監事による実効的な監査を実現し得る支援体制の整備のため、以下のとおり提言する。

(1) 監事の選任について

- ① 監事は、その半数以上を学外者から選任する。監査業務の内容を分類した上で、各分類に対応して、教職員経験者、公認会計士若しくは税理士、弁護士、病院長・病院事務局長等経験者から選任するといった監事就任資格を定めることを提言する。なお、現行の寄附行為において、監事は3～5名とされているところ、当法人の規模を考慮して、少なくとも4名の監事を選任すべきである。
- ② 監事の任期を4年とする。これは、理事の任期（前述のとおり、4年とすることを提言している。）より短期とならないよう改定する趣旨である。ただし、監事の全員が一斉に交代し監査機能が低下することを避けるために、新ルールに基づいて最初に選任される監事のうち、2名は任期を2年、残る2名は任期を4年とし、その後はそれぞれ4年ごとに選任する。
- ③ 常任監事の選任については、監事の互選という寄附行為の定めを維持するものとする。

(2) 監事の支援体制の整備等

- ① 監査室に、専門性のある人員を十分に配置する。
- ② 内部統制については第三者委員会において検討・提言されると思われるが、弁護士及び公認会計士等の専門家のアドバイスを受けて十分な体制を構築する。
- ③ 理事長等から監事に対し、定期的に（例えば、四半期に1回など。）業務執行状況を報告することとする。

(3) 監査法人の選任

監査法人の選任はその能力・実績等を慎重に判断した上、依頼する要件を具体的に定めることを検討し、また、定期的に監査法人を見直す制度を導入する。

第6 その他健全な学校管理運営体制の構築のための取組み

多様な意見を反映させ、特定の役職員の専横を許さない健全な学校管

理運営体制を構築するため、以下のとおり提言する。

1 教学の重要性、教学の優位

今回の不祥事が学校法人・大学本部において発生したことに鑑み、教学の重要性、教学の優位を前面に、体制を整備する。

(1) 学校運営と教学の基本

- ① 理事長以下の役員及び評議員は、大学の目的の下、学生・生徒とじかに接する教学あっての学び舎であり研究の場であることを肝に銘じ、教学を尊重しなければならない。
- ② 付属校を含む学校法人全体のガバナンス構築に留意する。

(2) 学部長選出手続の見直し

- ① 学部長選出手続における職員票の割合を減少させる（具体的には、2018（平成30）年に改定された学部長選挙の参考投票の有資格者から、職員の主事を削除する。）。職員数が教員数を上回る学部においては、職員票が過半数を占めないようにする。
- ② 学部長候補者の立候補の制度を採用し、一定数（例えば5名以上）の推薦人のある候補者の所信表明の機会を設ける。
- ③ 選挙運動における禁止事項（違反した場合の処分内容を含む）を適切に定める等の改革を行う。

2 学生・生徒と保護者の尊重及び学校運営の透明化

(1) コミュニケーション・情報開示

- ① 学生・生徒及び保護者とのコミュニケーションの充実を図り、各学部及び学校法人に関する充実した情報を発信する。
- ② 学部長など学部の執行部と学生とが意見交換する場を設ける取組みを拡充する。
- ③ ウェブページ等の充実、情報の明瞭性により、学校運営の透明化を図る。財務情報を理解しやすい形で公表・周知する。全ての理事・監事・評議員の経歴等のバックグラウンドをウェブページ等で公表する。
- ④ 意見箱を常設するなどし、学生・生徒、保護者、教職員、卒業生等からの忌憚のない意見・指摘・通報等をいつでも受け付けられるようにする。
- ⑤ 特に、日本大学再生に向けた取組みの内容及び今後の進捗について、学生・生徒と保護者、教職員、卒業生、そして社会に対して説明責任を果たすことに強く留意する。同時に、これらに係る取組みに関する各ステークホルダーの意見を継続的に収集し、積極的に取り入

れることができる体制を整備する。

(2) 競技スポーツの信頼回復

当法人は、様々なスポーツ分野においてオリンピック代表など我が国トップクラスの選手を多数輩出し、高い評価を受ける一方、先のアメフト問題に加え、今回の不祥事においては、スポーツ関係者の度を超えた先輩・後輩の関係性などが要因の一つとして指摘されている。

こうした背景に鑑みて、大学全体の改革・再生の一環として、当法人における競技スポーツのガバナンスの精査を行い、透明性を高め、文武両道に励むことができる環境を整えることにより、(競技部所属の者を含む)学生・生徒と保護者、教職員、卒業生、そして社会からの信頼回復に努める。

その中で、競技スポーツ部がスポーツ推薦入学者に関して大きな影響力を有していることを踏まえ、競技スポーツ部の運営について、公平性、透明性を担保する仕組みを構築するとともに、競技部によっては多額の収支があることを踏まえ、競技部における資金関係の処理に関するルールを明確化し、適正な管理を行うものとする。

3 多様な意見を反映させる取組み

- ① 役員（理事・監事）、評議員、学部長・学部執行部、学部の教育職、学部の職員管理職、本部の職員管理職などそれぞれの構成において、ジェンダーバランスを含む多様性を確保する方針・目標を明示し、具体的に推進する。
- ② 上記①に当たっては、トップや役員に数名の女性を据えることでは十分ではなく、組織の各層におけるマイノリティー比率を一定以上に保つことなくして組織全体のジェンダーギャップは解消されない、との視点を持って取り組むことが肝要である。
- ③ 従来、女性比率向上の目標を掲げていながら、はかばかしく進捗しなかった経緯に鑑みて、今後は、「この役職に3回に1回は女性を選出する」といった具体的な取り決めを明記し、義務化することが望まれる。

4 学校法人の業務環境及び子会社の管理について

- ① 職員の採用や人事を透明化する。人事権の所在を明確にし、また、対外的にも明らかにする。
- ② 理事長等の口利きによる縁故採用（教職員の採用におけるスポーツ実績要件を含む。）や恣意的な昇進を許容する制度を改め、採用・昇進等の基準を制定し、もって、教職員が自由闊達に教育や学校の事務、社会貢献、学生・生徒の支援に携わることが可能な業務環境を整備する。

また、採用・昇進の判断の際、ジェンダーバランスに留意する。

- ③ 事業部の清算により、当分の間、大学（法人）が自ら調達活動を行うことになるため、速やかに調達に関する規程を見直さなければならぬ。その際、適切な職務分掌の実現、調達業務を監視する仕組みの構築等に留意を要する。
- ④ 今回の不祥事において、事業部に対し、事業部の役員に就任した当法人の役員らも理事会も、最低限の子会社管理を行っていなかつたと評価せざるを得ない。このため、子会社管理の在り方を検討し、整備することを求める。
- ⑤ 理事の利益相反行為を防止する実効的な仕組みを構築する。なお、理事らの遵守事項に関しては、第4の1(2)⑦に前述したとおりである。
- ⑥ 評議員及び関係企業等との取引についても点検する仕組みを構築する。
- ⑦ 役員就任時の担当業務に関する説明や役員を対象とした研修会を定期的に実施する。

5 実効的な内部通報制度の整備

(1) 日本大学公益通報者保護に関する内規の改正

現在、学外窓口として、法律事務所に「日本大学公益通報学外窓口担当弁護士」が設けられているが、「日本大学公益通報者保護に関する内規」（本項において、以下「内規」という。）には「通報・相談窓口の業務は、法律事務所に委託することができる。」とあり、委託しないことも選択可能とされている。

学外窓口である当該法律事務所が公益通報を受けた場合、その後どこに報告するのかについて内規に定めがなく、運用上、本部総務部内の「受付・相談窓口」に報告していると見受けられる。しかし、それでは、内部通報の専門家であり、守秘義務を負う弁護士を外部窓口として設けたにもかかわらず、学内窓口に報告する以外のルートがなく、通報者にとって、学外窓口である弁護士に通報・相談する意味が失われてしまう。

また、内規では、通報された事項に関する事実関係の調査は、総務部が行うこととされ、弁護士、公認会計士等専門家に委託するかどうかは任意とされている。

加えて、調査対象が理事その他役員の場合についての定めがないことも指摘できる。

こうした点を踏まえて、以下のとおり、内規を改正すべき旨、提言する。

- ① 外部窓口の法律事務所への委託は、常設のものとする。
- ② 内部通報の担当部署については独立性が維持でき、情報提供者の信頼を得られるような構成にする（外部理事又は外部監事の活用を含む。）。
- ③ 法律事務所を窓口とした場合は、当該法律事務所が調査を必要と判断したときには、当該法律事務所による調査も可能となる制度とする。また、必要に応じて理事会・評議員会に直接報告できるような仕組みとする。
- ④ 理事・監事等役員が通報対象となった場合の担当部署を設置する。
- ⑤ 情報提供者に対する不利益行為をしてはならない旨、及び、不利益行為があった場合に懲戒の対象となる旨などを定めることにより、情報提供者を保護する仕組みとする。

（2）当会議における通報・相談窓口の設置

当会議の任務には、新体制による業務執行状況の確認及び指導等が含まれている。

新体制による業務執行状況が適切と認められるまでの間、その確認及び指導を行う必要があるため、当会議内に内部通報・相談窓口を設け、当会議において調査が必要と判断した場合には、当会議委員により編成した調査チームにより調査を行う仕組み（また、かかる調査について外部専門家に委託することもできる仕組み）を構築すべきである。

（3）ハラスメント対策システムの構築

今回の不祥事では、恫喝や報復が手法として用いられてきたと見受けられることに鑑みて、内部通報制度とは別途、ハラスメントに特化して対策を行う体制を構築すべきである。

内部通報制度と重なる部分はあるが、アクセスを容易にする趣旨も含めて、相談内容の漏洩や拡散がない安心して相談できるハラスメント窓口・ハラスメント防止体制を構築すべきである。

6 校友会について

理事会において、校友会と協議する場を設けて、今後、校友会においても、早期に、特定の者の専横を許さない健全な管理運営体制が整備され、また、ジェンダーバランスの実現等により多様な意見が反映されるように、理事会として働きかけ、連携して取り組んでいくことを求める。

校友会は、日本大学の内部の機関ではなく、独立の団体であるから、当会議が校友会に対して直接何らかの提言を行うことは差し控える。ただし、当会議の議論の中で、在学生を準校友として、校友会が準校友会費（年会費）を徴収する現行制度については、卒業生団体の大学・在学生との関

係性として疑問があるとの意見が複数の委員から述べられたことを付言する。

7 理事、監事及び評議員に対する研修について

今後、理事、監事及び評議員に対し、同人らが本答申書の趣旨を十分に理解し、適切な業務執行を行うことができるようするため、毎年度1回、研修を実施するものとする。

8 その他

(1) 役員報酬について

当法人の役員報酬の水準が適正か否か、精査し、検討結果に応じて、所要の見直しを行う。

(2) 日本大学医学部附属板橋病院の建替事業

本件刑事事件の重要な部分は、日本大学医学部附属板橋病院の建替事業を舞台として行われた。このため、今後、同事業を進める場合は、同事業が深刻な不祥事の舞台となったことを踏まえて、計画策定や各種契約締結等の実施に当たって、特に、透明性と公正性を確保しなければならない。

この観点から、同事業の進捗については、当会議によるモニタリングの対象とする。

第7 当会議によるモニタリングの継続

当会議は、本提言を踏まえた新ルールに基づいて選任等され、発足する、新体制による業務執行状況について、新体制による適切な業務執行状況が確認できる時点まで、確認及び指導等を行うものとする。このため、当会議委員において、当法人の理事会、評議員会その他の会議に陪席することができるものとする。

また、モニタリングにより本提言を変更等する必要が生じた場合には、議長が当会議を招集し、本提言の変更等について協議するものとする。

以上

資料1 「学校法人日本大学役員等選出概要」及び別紙

学校法人日本大学役員等選出概要

役職	定員	現員 (2021/12/22)	根拠規定	選出方法 大項目	選出方法 小項目	選出方法 細項目	参照規定
理事長	1		寄附行為第7条	理事の互選により選出	—	—	—
学長	1	1 (兼務)	寄附行為第17条	<ul style="list-style-type: none"> ・学長候補者推薦委員会にて推薦された候補者のうちから学長候補者選出会議が最終的な候補者を選出する。 選出された候補者について、理事会が学長としての決定を行う。 ・学長となる者は本大学の教授又は教授経験者 	学長候補者推薦委員会 構成 ①理事のうち8人、監事のうち1人、評議員のうち4人（理事会が選出） ②本部教職員から3人を投票で選出 ③各学部から3人、小計47人（各学部とも1人は学部長、加えて教員1人、職員1人）を投票で選出 ④通信教育部教職員から1人を投票で選出 ⑤短期大学部教員から2人を投票で選出 ⑥付属高等学校長から5人を投票で選出 合計71人	<ul style="list-style-type: none"> ・学長候補者推薦委員会において委員から推薦のあった者について採決を行う。採決の結果、出席委員の3分の2以上の賛成を得た者を候補者として決定する。 3分の2以上の賛成を得た者がいない場合は、6分の1以上を得た上位3人を候補者とする他、推薦委員選出有資格者80人以上100人以内の署名をもって推薦委員会に候補者を推薦できる。ただし、署名により推薦された者について推薦委員会が採決を行い、出席委員3分の2以上の賛成を得られないときは、候補者として追加しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・学長候補者選出会議 構成 ①理事長 1人 ②各学部長16人 	学長選出規則
理事（学長）	1	1	寄附行為第8条第1項第1号	学長充て職（私立学校法による校長理事）	—	—	—
理事（理事長推薦）	1~2	1	寄附行為第8条第1項第2号	理事長が評議員である職員から選出	理事長が、評議員である大学本部部長、局長並びに各学部事務局長、複数学部合同組織の事務局長及び通信教育部事務局長のうちから理事候補者を推薦し、理事会の議を経て決定	—	寄附行為施行規則第3条第1項
理事（教職員）	13~17	16	寄附行為第8条第1項第3号	本部及び各学部の教職員評議員のうちから選出された者	本部の評議員6人(最大)から1人、各学部の評議員3人から各1人を互選	—	寄附行為施行規則第3条第2項
理事（校友）	6~8	5	寄附行為第8条第1項第4号	校友評議員のうちから選出された者	校友評議員の互選	—	寄附行為施行規則第3条第3項、第4項
理事（学識経験）	6~8	7	寄附行為第8条第1項第5号	学識経験評議員のうちから選出された者	学識経験評議員の互選	—	寄附行為施行規則第3条第3項、第4項
監事	3~5	4	寄附行為第18条	理事、評議員、教職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者で、理事会において選出した候補者について、評議員会の同意を得て理事長が選任	—	—	—
評議員（学長）	1	1	寄附行為第24条第1項第1号	学長充て職	—	—	—
評議員（学部長）	14~16	16	寄附行為第24条第1項第2号	学部長充て職	学部長選出規程により選出	学部の意向聽取を行うため、当該学部の専任教員について、当該学部教職員が参考投票を行う。参考投票の結果を受け、学部長候補者選出会議が面談対象者を定め、面談を実施。学部長としての教育・研究上の適格性を審査した上で学部長候補者を選出する。当該候補者について理事会が学部長を決定する。	学部長選出規程
評議員（本部部長）	1~4	4	寄附行為第24条第1項第3号	本部部長9人から互選	—	—	寄附行為施行規則第6条第2項
評議員（本部教職員）	2	1	寄附行為第24条第1項第4号	本部教職員有資格者から互選（本部部長は除く）	—	—	寄附行為施行規則第6条第3項
評議員（学部、短大教員）	14~19	19	寄附行為第24条第1項第5号	学部ごとに教員有資格者から互選	—	—	寄附行為施行規則第6条第4項
評議員（学部職員）	12~16	15	寄附行為第24条第1項第6号	学部ごとに職員有資格者から互選	—	—	寄附行為施行規則第6条第5項
評議員（付属高等学校教職員）	2	2	寄附行為第24条第1項第7号	付属高等学校等教職員有資格者から互選	—	—	寄附行為施行規則第6条第6項
評議員（校友）	30~38	32	寄附行為第24条第1項第8号	校友評議員候補者推薦委員会から推薦された候補者について理事会で選任	校友評議員候補者推薦委員会 構成 ①理事長 1人 ②学長 1人 ③校友会会长 1人 ④理事長が校友のうちから指名した者 2人 ⑤学長が校友のうちから指名した者 2人 ⑥校友会会长が校友のうちから指名した者 7人	左記推薦委員会は日本大学校友会から提出された「校友会推薦候補者名簿」を基に評議員候補者を選考し、「選挙結果をまとめた校友評議員候補者推薦名簿」により、理事会に推薦する。	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為施行規則第7条 ・校友評議員候補者推薦委員会規程
評議員（学識経験）	24~32	29	寄附行為第24条第1項第9号	学識経験評議員候補者推薦委員会から推薦された候補者について理事会で選任	学識経験評議員候補者推薦委員会 構成 ①理事長 1人 ②学長 1人 ③理事長が理事のうちから指名した者 3人 ④学長が指名した者 3人 ⑤学部長のうちから互選された者 3人 ⑥本部部長のうちから互選された者 2人 ⑦各学部及び通信教育部の事務局長のうちから互選された者 4人	左記推薦委員会は日本大学の内外を問わず学識経験、年齢、健康等を考慮して候補者を選考し、「選挙結果をまとめた学識経験評議員候補者推薦名簿」により、理事会に推薦する。	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為施行規則第10条 ・学識経験評議員候補者推薦委員会規程

学校法人日本大学役員等選出概要

役職	定員	現員 (2021/12/22)	根拠規定	選出方法 大項目	選出方法 小項目	選出方法 細項目	参照規定
常務理事	若干名	4	寄附行為第9条	理事のうち若干名は、理事長の推薦により理事会の議を経て常務理事となる。	—	—	—
副学長	若干名	4	教育職組織規程第3条	本大学教授のうちから学部長会議の意見を聞いた上、理事会で決定し、学長が任命する。	副学長は、専任とすることができます。専任の副学長は、本大学教授の経験を有する者のうちから任命する。	—	—
理事長の代理・代行者	1	(1) 学長代理・代行者兼務	寄附行為第7条第3項	あらかじめ理事長の推薦により理事会の議を経て定められた理事が、理事長の職務を代理し又は代行する。	理事長及び学長に事故であること又は欠けたことについての認定は、理事会の議決をもってする。	—	寄附行為施行規則第2条第3項
学長の代理・代行者	1	1	寄附行為第17条第2項	あらかじめ学長の推薦により学部長会議の意見を聞いた上、理事会の議を経て定められた学部長が、学長の職務を代理し又は代行する。	理事長及び学長に事故であること又は欠けたことについての認定は、理事会の議決をもってする。	—	寄附行為施行規則第2条第3項

